

「土地利用秩序」についての問題提起とそれについての私見とを述べてみたい。そのために、まず、村研の研究会で研究されてきた問題点をあげてみたい。

(1) 共通課題「土地と村落」についての村落社会研究会での検討の経緯

昨年度は、村研の共通課題として設定された「土地と村落」の初年度であるため、「土地利用秩序と村落土地管理機能」という副題が設定された。そのテーマについて高山隆三会員から問題提起がなされている（村研研究通信一四〇号、および「村落社会研究」第二二集）。それによれば、この問題設定の意図には前年までの「農政と村落」という共通課題を受けて、「地域農業集団の育成—集団的土地利用調整活動」という現在の国の農政の示す一つの方向性から「村落の土地管理機能」の問題とその前提としての「土地利用秩序」の問題が含まれている。そして現在の自作農主義の土地利用という点では、土地が商品でながら資本では処理しきれない性格を持つがゆえに土地の私的所有とその社会性、・公共性との対抗関係が問題になってくる。また市民的生存権保障の基盤としての新しい土地利用秩序の形成も問題となるというのである。

その後、各地の研究会で研究発表と討論がおこなわれたが、一九八五年七月までの研究会での論点整理は高橋明善会員によつてなされている（村研研究通信一四二号）。それによって、項目だけを箇条書き的にあげれば、次の通りである。

まず、巨視的には、土地の問題は、①私的利用と公共性との矛盾、②人類の共有財産という点から生態系の破壊、③土地管

三、村落変貌と土地利用秩序の展開

長谷川 昭彦

この報告においては本年度共通課題「土地と村落—村落の変貌と

機能をもつムラの再評価 というような問題が指摘されている。

ついで、個別の研究報告から土地利用・管理の諸問題をまとめると、①辻雅男氏から出された小土地利用の問題から土地利用秩序の必要、確立、解体の問題、②渡辺兵力氏の村落管理領域といふ点から伝統的的土地利用秩序の再検討の問題、③農地改革による自作農的農地利用秩序と地主制下の土地利用秩序の比較検討の問題、

④村落より上位の協同主体による土地管理、例えば高橋正郎氏の自治体農政・地域マネジメント、⑤村落の土地管理機能そのものの現況、⑥渡辺兵力氏の社会領域としての村落と地理的領域としての村落の区分から村落の領域の問題、⑦地縁から機能への村落結合の変化。以上のような問題があげられている。

これ以後昨年の研究会では、岩本由輝氏からは「本源的的土地所有をめぐって」と題して、耕作するという行為事態が土地所有の

根元であり、かつその耕作は一戸の農家の問題ではなく共同の問題、つまり村の土地は共同の権利であるという考えが提起された。

このようにして、昨年の研究大会にいたるのである。この大会での報告の論点を整理すると、次の通りである。

まず、我孫子麟氏は、土地に依拠する農業を基礎とする原生的生産力構造においては個別の経営でなしえないばあい耕地生態系からとりだしたエネルギーの補充のための地力維持、土地管理が共同体によつてなされる必要があり、これを村落の第一次的土地管理利用秩序という。さらに農耕が剩余としての富をうみだすと、階級社会を生み、地主制が成立し、第二次的な土地管理、利用秩序が発生するとする。そして、豊富な資料を駆使して地主制下の土地管理の原理が追求された。

細谷昂氏は、戦時体制下の庄内における労働力不足対策として

の農地の交換分合を例にとりながら、自小作上層中層農の利益をばかりながら、国策をうけとめ、生産力前進をとげ、地主的土地位所有を制限し、やがて農地改革を準備していく、と説く。

川本彰氏は、「ムラと土地」というテーマで、軽視されがちな現代の日本において農業の重要性を改めて問い、解体しようとする村落が土地保全の重要な役割をなっていることを主張された。中田実氏は「漁場管理と漁業村落の変容」と題して志摩の漁村を事例として、土地が本質的に私的所有になじまないものであるとすれば、漁場はさらにその性格が強いという基本的視角から漁場の集団利用秩序が解体しようとし、漁村社会が変容しているなかで、全地域社会的漁場管理の共同体制の確立の必要性を述べている。

最後に、川畠平一氏は「大規模借地経営の形成と村落—石川県の現状分析」と題して、石川県の例から現在の自作農的土地位所有は農業経営のあしかせになつておらず、合理的土地利用は大規模借地農家の連合である生産組合の再編によって可能であるという方向性をしめた。

以上の課題報告は、細谷報告を除いて、村研年報第二二集に収録されている。このあと本年度も各地で研究会がもたれたが、その主のものを次に要約する。

相川良彦氏は集落活動の最小単位は農家であり、集落は土地連合体であり、土地関係の利害関係の調整をおこなうと考える。また、松田苑子氏は土地の利用管理体制の変化を水利組織を例にとって説明し、村落を体系と考え、農村技術の変化というイン

プラットから水利の施設や組織・活動の変化によって村仕事・無償労働の衰退を生じ、やがて農村社会の解体というアウトプットにいたると説く。

以上、「土地と村落」に関する村研の研究報告にあらわれた問題点を列挙した。このような問題点を踏まえながら、さらに今までに足りなかつた問題の解明を補充するという意味をもふくめて、以下、「村落の変貌と土地利用秩序」についての私見を述べてみたい。

(2) 人間に對する土地のもつ意味

非常に抽象化し、一般化していうならば、土地は人間存在の空間的基盤と規定できるであろう。

これをさらに進めるならば、土地はわれわれ人間を載せ、育む大地として捉えることができる。大地は、抽象的には経度と緯度で表現される測地学的土地であるが、もう少し具体化すれば、地勢・気候をもち、動植物の生息する土地であり、人間にとつて風土であり、自然環境となる土地である。これをさらに進めれば、土地は母なる大地であり、それは人間に生活資料を提供してくれる場である。

次に、土地は「くに」ないし「国土」という意味をもつ。これは人間の行動の及ぶ範囲であり、生活空間であり、領域という意味を含んでいる。この内容をさらに検討するならば、この意味での土地はある程度の全体性・包括性をもつた人間の集団の範囲と考えられるが、まず、土地は、海・山・河・湖など自然の障害によって区切られた空間であり、小宇宙である。そのような範囲はその中の人間たちのあいだに共通な文化や歴史を育てた範囲であ

り、それが時代とともに拡大していく。藩制時代では現在の地方にある範囲であり、現在では民族の範囲へと拡大しており、さらにその民族が主権をもつと国家の領土となってくる。

以上の点をまとめるに、土地は、その人間に對する主な機能として、生活資料の供給の場としての意味と生活行動の範囲としての意味との二重の意味をもつてゐる。

村落における土地もこれら二重の意味をもつてゐる。国土の一部を区画して「むら」の土地が成立するのであるが、その土地は人々に生活の資料を提供してくれる天与の宝庫であり、仕事場でもち、その範囲において、ある程度封鎖された空間である。これゆえに、村は独自の土地利用体系と土地管理秩序とをもつてゐるのである。

(3) 村落の変貌過程

村落は独自の土地利用管理体系をもつていたのであるが、その体系は、常に一定であるのではなくて、時代とともに、村落の変貌とともに、変化する。ここでは、村落の変貌の過程を定式化してみたい。

そのため、「村落関係体」という概念を提起したい。この場合、「村落」は直接的接触が可能な限定された範囲の人々の何かの社会的統一性をもつた小地域社会と規定し、それは人間生活の基礎的な枠組と見なすことができる。さらに、「連関体」とは、外枠としての村落に対し、その内容を示す概念であって、生活の直接的共同や機能的連関性によって獲得された社会的統一性の性格を示すものと考へることができる。

村落連関体は、時代とともに変貌する。

第一の段階は、「村落共同体」である。その社会的統一性の基本的特徴は直接的共同であり、その単位は高度な等質性をもつた共同体を志向した非家型家族である。これは資本主義が発達していない段階の自給的経済に対応している。また、村落はかなりの封鎖性をもつ。

第二の段階は、「村落競合体」であって、その基本的単位は、まだ等質性をかなりもつて、「家」を志向する家型家族である。商品経済がある程度浸透した段階に相応し、各家族はそれぞれの家産を蓄積しようとして「家」間の競合関係が発達し、階層の分化も進んでくる。村落はその補完的な機能を果たす。村落の封鎖性はかなりくずれ、村連合としての地域組織が現れる。

第三に、「村落複合体」である。この単位は、個人を志向する家族であって、かなりの異質性をもっている。村落は、いわゆる混住社会のような異質者の地域的組織体として現れる。他方、村落は、都市的中心の周辺として広域地域社会の地域体系に組み込まれる。

(4) 村落の土地利用体系の変化

上述の村落の変貌の段階に応じて土地利用体系も変化する。

1 共同体的土地利用体系

村落共同体の段階では、「自然にたいする人間の闘い」ということを基調として、人々は土地に密着し、封鎖された狭い生活圏のなかに暮らすという独自な土地利用体系をもっていた。生活資源の獲得という点では、自然の波動の影響を直接に受けたゆえに、それに対応するため、開墾、備蓄そして耕地の分

散が必要であり、なによりも、共同体の成員が団結することが必要であった。土地利用に関しても村落の共同管理のシステムが必要であった。江戸時代まで土地の共同利用管理制度ともいべき割地制度が各地に存在したこと、入会林野をもつた村落が多かつたことは、このことを物語っている。

2 競合体における土地利用体系

商品経済の浸透、交通通信技術の発達とともに、人々の生活圏は拡大し、村落の封鎖性は崩れてくる。と同時に土地の私的所有制も広がってくる。特に、耕地は、中世の名主経営から近世の本百姓体制を経て自立した農民の家産としての性格を強めるとともに地主制をも発展させる。戦後の農地改革を経て、自家農の土地所有制へと展開する。入会林野も明治以後個人私有の方向を辿る。

この段階になると生活の基調は、「自然との闘い」と平行して、次第に「人間の人間にに対する闘い」の色彩を強めてくる。そして、村落の基礎単位として「家」はその比重をまして、家の間の家産の増加をめぐる競合・競争の関係を生み出していく。しかしこの段階では農道や水利のような家農業を補完する役割を村落は担っていた。

3 複合体の段階の土地利用体系

資本主義が最高度に発展した高度経済成長期になると、「人間にに対する闘い」の基調はさらに進み、過疎地帯や大都市近郊におけるように村落事態が崩壊するケースを両極として村落の再編成が要求される。

工業化情報化の時代の潮流に応じて、圃場の拡大整備、道路

交通網の整備、農村工業化のための工業団地の造成、生活環境基盤設備の整備など土地利用体系は転換されなければならない。また、自然の生態系の破壊、公害の問題など土地の非適合的利用をめぐって、私的的土地利用に対して公共的規制の必要性の問題が生ずるのである。もう一つの問題は村落の異質性が増加していくにつれて、異質者の複合体としての方向へ村落の新たな再編成が求められることがある。

現在の日本の農村は、村落複合体の段階に入ろうとしていると思う。この故にまた、農村計画の必要性があるのである。